

管内4県の農業法人協会との意見交換会(平成19年1月16日)(後半)

休憩おわり

(2) 農業法人が抱える課題、役割等について

(木村企画調整室長) そろそろ議論を再開したいと思います。フリートーキングに入る前に、先ほどの話の中で、前田副会長のほうから、貸しはがしの問題と保険の加入等について指導をという話がありましたので、その2点に関して、まず林生産経営流通部長からお話し申し上げます。

(林生産経営流通部長) 生産経営流通部長の林です。去年は麦の加入に当たりましては、いろいろとご協力いただきまして、まことにありがとうございます。また、今年は春から米・大豆の加入申請が始まりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

昨年も皆様方から、貸しはがしに関しましては、大変な集中攻撃というか、十字砲火を浴びたわけです。その後、私ども現地にも伺わせていただきまして、関係者の方々を何か所か回りお話を聞かせていただきました。その後、実は去年の3月に利用調整をこういうふうにして下さいということで、局長通知を出させていただきました。具体的な内容については、やはり基本は話し合いが原則です。認定農業者の方と集落営農が両方いるようなところでは、それぞれ住み分けるような調整をちゃんとしてくださいと。そういった場合には、代替地を斡旋するとか、あるいは集落営農の範囲であれば、利用改善団体の範囲内で、認定農業者の方が耕作されておられる農地を除外することもできるので、除外して住み分けをやってくださいと。そのような調整を現地で進めてくださいというような通知を出しました。

また、実際に農業委員などの方に使っていただくために、具体的な手順なり考え方を書いた手引きを作って、これも配布しました。そして、さらに実際にトラブルが生じている事例、あるいは問題が生じている事例、そういうのが現場であれば、県を通じて、私どもに上げて、ちゃんと問題を把握して、またそれに対してこちらからも指導・助言しますので、そういう連絡体制も作ってくださいという通知も、去年の12月に出しております。

こういったことをしたのですが、やはり去年の、ここに関係しておられる方もおられますが、稲作経営者の皆さんとの懇談でも、やはりまだまだ貸しはがしがあるということをお聞きしました。まだまだ現場では、そういった問題が生じているというご指摘を頂きました。そういったことから、実は皆様方のお手元にお配りしておりますが、「農地の利用調整にかかる相談窓口の設置について」という表題で、「写し」と左上に出ているペーパーがあるかと思えます。

これは昨日付けで局長通知ということで、各県に出させていただきます。今申し上げたように、いろいろやってきたわけなのですが、まだまだ現場ではいろいろな問題が発生しているということなので、そういう事案があれば、農政局に直接申し込んでいただければ、それに対して指導・助言を行いますし、必要があれば農政局から現場に出かけて行って、関係者に対して助言を行うという内容です。

2枚目に、新と旧ということで、「相談連絡体制」ということで書いてあります。旧のほうが、昨年12月の通知で出したもので、言ってみれば現場で対処した場合は、県を通じて農政局に報告・相談が上がってきて、それに対して指導・助言を行うというスタイルだったのです。これだと、なかなか上がってこないということで、今回、左側に赤字で、農業者の皆様方から直接農政局にご相談していただけるルートを昨日開設したということです。これはホームページからも出せますので、メールなどで、すぐご相談できるような体制にしました。実際、本当にお困りになっていることがあれば、直接、農政局にご相談いただければ、必要に応じて現地にも参りますし、指導・助言をやっていきたいと思っています。こういうふうなルートを作りましたので、そういう事案があれば、ぜひご相談いただければと思っております。

それからもう一つ、農作業事故の話で労災の問題が出てまいりました。実は農作業死亡事故というのは、全国で1年間に大体400人前後死亡事故が起こっております。これが全く減っておりません。ずっと横ばいで来ております。その背景にはやはり、実際に農業機械を動かしている農家の方がかなり高齢になっておられるということ。死亡事故の3分の2くらいが、65歳以上の方という実態にあります。そういうことで、やはり安定的な経営を行っていくためには、農作業死亡事故をいかに防止するかということが非常に重要だと私たちも考えております。

これにつきまして、各県の農業機械士協会等の皆様方の協力も頂きながら、農作業安全の啓発活動を進めているわけです。その一方で、先ほど話題になりました労災の加入が非

常に低いという問題があります。基本的に普通の農家であれば、雇用を抱えず、自ら農業機械を使って作業を行うということで、言ってみれば、自分のうちの庭の中で作業をやっているようなことで、なかなか労災への加入という意識が少ないのかと思います。ただ、先ほどもお話にありましたように、集落営農なり、法人という話になると、それだけ関係する自分以外の人も巻き込む可能性が非常に大きいということになりますので、そういう場合には労災にぜひ入っておかないと、あとあと大変なことになると私どもは考えております。

従いまして、私どもパンフレットを配布して加入促進には努めているのですが、なかなか末端の農家の方全員に渡せるだけの量というものも配っておりません。ぜひ皆様方からも、労災加入の重要性というのを折に触れ広く伝えていただければ、私どもも大変ありがたいと思っています。これはどうぞよろしく願いしたいと思います。以上です。

(富山：前田副会長) 集落営農組織は、法人化をするという前提で認めておられると思うのです。それは何年か先には法人化するというお約束で立ち上がったはずですから、ある程度セットのような感じで、どうしても労災に入らなければいけないという指導をされてもいいのではないかと自分では思います。毎日毎日、出勤して仕事をする人も、気を張ってやっても、事故が起こるわけです。たまに日割りで作業をしておられて、なおかつそういう事故に遭われるといった場合には、非常に惨めな思いをしなければいけないはずですよ。

そういうことで、重ねてその辺、やはり半強制ではないかもしれませんが、強く指導してもらったほうが皆さん経営者もそうですし、日割りで出てこられる方々も安心して仕事ができるわけですから、その辺をひとつよろしく指導をお願いしたいと思います。

(林生産経営流通部長) 法人化する時には、当然法人経営という話になってくると、社会保険の問題などがありますので、そういったところには、当然、併せて労災の加入というのでも指導しているわけなのです。確かに今ご指摘いただきましたように、法人化計画を作れば今の段階ではいいよということですが、具体的な集落営農組織立ち上げの際にも、確かに労災の問題は非常に大きいと思いますので、折に触れて私どもも指導していきたいと思っています。

(木村企画調整室長) 貴重なご提案ありがとうございました。これから時間の許す限り、フリーに意見交換を進めていきたいと思います。うずうずしているおかたもおられるそうですので、こういう機会ですから、どうぞ自由にいろいろなこととお話しいただきたいと思います。それではどなたからでも結構ですので、どうぞ発言いただきたいと思ひます。

(新潟：藤田副会長) 最初にさっきの労災の件ですが、現場で指導されたことは今まであまりなかったような気がします。米工房いわむろでも、税理士が絶対入らなければいけないのだよと、そういったことから入った記憶がありまして、基本的にそういう方面からの労災加入の働きかけについては、僕が聞いたことが今までないというのも事実です。

地元での今までの状況というか、地元の動きを細かく話をしたいと思ひます。12月ぐらいに地元の認定農業者を対象に品目横断についての説明会をやりました。これはいろいろなところで行われていると思ひます。僕はその時出ていなかったのですが、説明される方が難しく話すのか、聞くほうがまじめに聞いてないか分かりませんが、大体分からないというのが・・・。今まで大体そういうのが多いのですが、実際にあまりにも浸透しない、それが大体の事実です。

中に、今回のように、米と大豆と麦と決められた場合に、ホールクroppはどうなるのと言われたら、それは意味が違うのでしようが、それは入ってないから関係ないという話になると、ホールクroppは来年というか、19年度しないのだなと。してもだめなんだなという簡単な短絡的な話になってしまうのです。産地づくりとか含めて話がされないと、非常に誤解を招くと思ひています。

特に今、米を作るというのが7割くらいあったとしても、3割の農地をどうするかという、元から話をされないと、経営的な面もあるでしようけれども、それがないと農家は大体みんなごっちゃになっていますから、非常に誤解を招くなと思ひています。その話を地元で、普及関係の話をしますと、もっと法人のほうで農家に対してアピールしていけと。確かにそういう部分があると思ひのですが、産地づくりにしろ何にしろ、決まってくるのが相当遅いものですから、うちのほうでどのくらいまで話をしているのかというので少し、出だしにいつも後れをとるなど。19年度は少し厳しいかなというのを感じております。

そういうことと、うちは今回デントコーンを作付けをして、19年度からしようということとで動いていますが、デントコーンをする機械の導入に当たって、国からどういふ補助が

あるのかというので、いろいろやってみた結果、国からは難しいかなという結果になって、県単事業をお願いしようという形になっています。これに対しても、本当はうちは17年から、試験的に4.5haでデントコーンの作付けの準備と作付けをやってみました。これから準備をやっていこうという段階で、18年度にやる時に、実際やろうと思いましたが、補助の関係など、そういうのがなかなか難しいなというのが一つと、あとはデントコーンを作付けする農地の確保に非常に問題があって、見切り発進ができないなということで、1年休むという結果になったのです。

大きな中に、うちの地区ですと、他用途米というのが非常に量があるわけです。その他用途米に、ホールクロップ・サイレージの田んぼもそうなのですが、相当食われたという経緯があります。特にもちの他用途米もありますが、これは一体どういうことなのかなと。基本的に加工しているものであるもちが加工用米として認知されていて、他用途米自身が基本的に計算すればそんなに合うはずがないのですが、手っ取り早くて簡単だということで、枠があればどんどんやるという雰囲気です。今、特にうちのよう西蒲原地区の田んぼばかりやっているという所は、そういう方向に走っているというか。非常に僕はそれを何とかならないのかという話をしてはいるのですけれども、そこに流れている部分があります。今年また単価が下がるということで、もっと皆さん計算されながら方向はどうなるかを見極めないといけないと思いますが、そういうことがありまして、18年度断念しました。

例えばうちがデントコーンを作ったりしますと、まず地域の農家は、そこがスズメの巣になるとか、いろいろなことを言われます。法人としては新しいことに挑戦しながら、地域の人と対話をするとか、余計という言葉はちょっとあれですが、いろいろな労力を使いながら、新しい局面にリスクを背負いながら頑張ってきているわけです。そういう中で今言った、環境がなかなか伴ってもらえない。

それから、機械の導入に当たってもそう簡単ではないなということが多いです。特にトラクターなどは、今回ちょっとここにあるようですが、大体補助からは除外されています。一番根幹になるものだと思っていますし、大きなトラクターの導入というのが労働力の点で、経営的には非常に大きなウエイトを占めますし、作業効率などいろいろなことで必要だと思っています。しかし、去年までの中では、国というのはなかなかそれができないなと。今回、県に折衝しながら、県が自給率向上も含めてですが、そういう面にある程度踏み込んでくれているのかなという面を見て、もっとそういう点で踏み込んでもらいたいなとい

う気はしました。

土地の集積も、ここに出ているようですが、集積に関しても、非常に国として自給率向上など、いろいろなことを言われていながら、集積を農家にできない、政策的誘導がないと、なかなか進まないのではないかと考えています。実際どこまでいっているのか。去年のトウモロコシの値上げはものすごいものですし、穀物自給に関する国の食糧安保に関して、どのくらいの気持ちで臨んでおられるのかどうかという点で、非常に畜産関係としては危機感を持っていますし、今言った7割の米以外の農地をどのくらい有効利用できるのかという点で、施策が見えてこないというか、もう少し具体的に出てほしいなと考えております。

(林生産経営流通部長) 現場での労災加入の指導がないということですが、私ども確かにやっているのですが、一つにはやはり労災の事務局を、農協などそういうところに設けていただかないと、なかなか労災に農業者が入るとするのは難しいという問題が一つあります。要はすでに労災の事務局になっているような農協のところだと、そういった労災の加入促進のようなものが進むのですが、事務局になっていないところはまだまだたくさんあります。そういったところが、なかなか労災の加入促進ということで動いてもらっていないという実態もあります。

私は本省にいた時も、全中さんと一緒に、それを何とかちゃんと下に下ろしてくださいよといろいろとお願いしていたのです。それで幾分かは増えているのですが、やはり進んでいないのは事実です。先ほどご示唆がありましたように、集落営農など組織の立ち上げの時に、やはり労災もセットで進めていくということも一つの方策だと思いますので、そういった方向で、加入促進を進めていければと考えております。

それと、非常に品目横断の説明が分からないということです。要は認定農業者向けの説明と集落営農組織向けの説明では内容が異なりますし、それもすでにある程度組織ができているところと全く組織のできていないところで、恐らく全然説明の仕方が違うのだと思います。それを全部同じように説明したら、だれからも分からないという話にきつとなると思います。やはり対象グループを分けて、認定農業者が対象であれば認定農業者だけを集めて説明をする。あるいは集落営農にこれから取りかかろうとしている人を対象とするのなら、そういった人だけ集めてやると。私たちも麦の時にだいぶ混乱したという自覚がありますので、そういった工夫をしながら説明を行っているところです。

それと、もう一つ、やはり農協などでも説明、指導してやっていただかないと、麦と比較すると、今度は米・大豆になるので対象がとんでもないオーダーになります。やはり農協の担当者の方に十分に分かって対応していただかないと、北陸農政局だけでは全員を相手にすることはとても難しいのだろうと考えています。まずは農協、あるいは市町村、あるいは県の出先の担当者の方に、もう一度細かい説明を、なるべく早い時期の1月中に終わらせて、そこからさらに現場により即した説明をしていただこうではないかと、そういったことも進めています。そういったことで、少しでも分かりやすく努力をしたいと思っております。また、そういった具体的な、こうした方がいいのではないかとのご提案があれば、ご提案いただければと思います。

それから、トラクターの導入をしたいのだが、国の補助事業は機械を入れる上で非常に使いにくいので県単事業で入れた。トラクターなども踏み込んで助成してほしいのだがという話がありました。お手元にお配りしている、これは後ほど見ていただければいいのですが、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」という事業の説明資料があります。資料のクリップをはずしていただきますと、こういう機械の絵がついているものがあるかと思えます。

この「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」というところの中で、これまでの発想を逆転して、今まで補助事業ということで機械などを導入する際に補助残のところに融資などが入っているのですが、今回逆に認定農業者の方が融資で導入した融資残の部分に対して補助を行おうという仕組みを19年度事業から新たにやることにしております。そうすると、取得価格の10分の3が上限ですが、融資の残り部分が補助されるということです。融資の残ですから、対象は個人であってもかまわないということが目玉になります。

また、整理・合理化通知により、個人になじむ機械、トラクターや自脱コンバインなどは助成対象にしていないのですが、今回の事業ではその整理・合理化通知の対象外になります。そういった事業を今回新しく実施することにしておりますので、こういったものの活用もご検討していただければと思います。

それと、もう一つ農地の集積でも思い切った手ということで、その次のホッチキス止めをしてあるペーパーで、「担い手農地集積高度化促進事業」という事業があります。これも要するに、面的にまとまった農地を集積した場合には思い切った助成をしようではないかということで、1団地の面積で1ha以上で、なおかつ1団地の拡大した面積が0.5ha以上にした場合に、基本単価として下に書いてありますが、10a当たり1万5000円を出すと。

それに加えて増加した面積に応じて、その下に「規模拡大加算」というふうに書いてありますが、さらにそれに上乗せして助成しましょうと。特に都府県なら10ha以上増加すれば、1地区300万円を思い切って支払しましょうというものです。

その使い道は、出し手と受け手の方、それと農用地利用改善団体、こういったところで集まって話し合っただめていただいて結構ですという仕組みを、これも19年度から新たに開始することにしました。しかも基本単価は、補助率2分の1ということで、地元が裏負担をしなければいけないのですが、先ほど言っていたどんと上乗せする、規模拡大加算分は定額です。地元の裏負担がありません。ということは、市町村などがお金がなくてもできます。こういった事業も今年から始めますので、こういったことの利用もご検討いただければと思います。以上です。

(富山：前田副会長) まるで絵に描いたぼたもちだね。

(富山：森下副会長) 今作っておられる集落営農だって、金をやるから作れというぼたもちでしょう。JAが一つの集落営農を作ったら300万円、500万円やるからという話ばかりです。

(林生産経営流通部長) ただ、これは集落営農ということではなくて、これはむしろ集落営農も含んでいるわけですが、認定農業者を主な対象としています。

(富山：森下副会長) だから、集落営農が立ち上がっていない。

(林生産経営流通部長) 集落営農でなくてもいいのです。認定農業者にこれだけまとめてぼーんと集めると対象になります。

(富山：森下副会長) 集落営農を立ち上げるのか、認定農業者に任せるかという、瀬戸際のときに有効に働く施策だと思っているのです。

(林生産経営流通部長) ですから、これから4月から米と大豆の加入申請が始まります。多くの小さい農家の方とは、相当悩まれると思うのです。その時にどーんと、それでは認

定農業者の方にまとめて集めるかという時にも使えるわけです。これを「絵に描いたぼたもち」と言われればそれまでですが。

(富山：森下副会長) 今そういう制度ができる前に、こちらの生産組合の中から、敵前逃亡した人をちゃんと覚えているのです。だから、目的が。

(伊藤次長) そうですね、今、規模拡大をしないという人にとってはメリットはないのでしょうけれども、これから規模拡大をしていこうという人ですね。例えば集落の担い手になって、集落全体の農地を今の法人にまとめて預ける人にとっては、非常にメリットがある制度なのです。すべての農家の方にメリットがあるということではないのかもしれませんが、そういう農家に対してはメリットがあるということです。そういう法人も結構おられると思いますので、この前、福光の法人の方からも、集落から預かりたいということをおられましたので、そういう法人についてはメリットがあると思います。

それから、もう一つこの資料で、新記述のものがあつたので、そこも部長から説明を試みたらいかがですか。

(林生産経営流通部長) 後ろの後ろに別紙4がついているかと思います。「担い手経営革新促進事業」という事業です。これは中身は二つありまして、一つは経営革新モデルの実践に対する支援です。これは要は県の担い手育成総合支援協議会で経営モデルを作ってもらって、それを目指して新技術を二つ以上導入して、経営革新に取り組んでいくという経営に対して、10a当たり2200円を助成していこうというものです。

それともう一つの中身が、「麦・大豆などの新規作付けに関する支援」ということで、これがゲタなし対策ということになります。ゲタなし対策のほうにつきましては、対象が、新規就農した場合、それから生産調整の強化に対応して麦・大豆の生産を増加させた場合、そして経営規模の拡大に伴って、麦・大豆の生産を拡大した場合に助成を行うとうもので、ゲタのないところのゲタをはかせてあげる対策です。その場合、新技術を一つ以上入れる。あるいは品質要件として、地域の上位等級比率が地域の平均のおおむね平均以上である、それから、播種前契約のような需要に応じた生産に取り組んでいる、そういった条件の下に、過去の生産実績がないものを救うという対策です。

細かいところは、今お持ちしておりませんが、農林水産省のホームページにもある雪だ

るまパンフにかなり詳しく踏み込んで書いてありますので、そちらのほうを見ていただくと、より詳しく分かるかと思います。

(中島食糧部長) よろしいですか。他用途利用米のご指摘が出ましたので、他用途利用米制度を少々説明をさせていただきます。先ほどホールクロップサイレージとの関係で、他用途利用米が相当食われている。他用途利用米を生産したがっているの、ホールクロップサイレージの生産が思うように進まないというご指摘だと思います。他用途利用米は、ご存じのとおり、昭和59年産から導入して、当初うるち米、62年産からはもち米も入れまして、米を作って生産調整ができるというメリットもあり、50万トンくらいの生産があり、全量、加工業者、味噌、せんべい、あるいは、もちの製造という用途に向けてきたわけです。

それが食管法から食糧法に平成8年産から変わりました、他用途利用米制度ではなくて、加工用米という制度に名前を変えて、さらに新たな米政策改革で、平成16年産からは新たな加工用米制度に引き継ぎまして、生産については、主食を作っていたポジ配分の外数で作っていたこととし、加工用米の申請を、募りましたら、全国から、うるちが22.5万トン、プラスもちが1.5万トン、計24万トンの生産枠を設けることといたしましたが、直近の実際の生産量は、大体半分くらいの12~13万トン程度生産となっています。生産も時の作況状況によりますので、主食のほうの作況が落ちてきますと、当然のことながら加工用米が主食に行き、加工用の生産が不安定になるという構図を持っているが、一時50万トンもあった加工用が、今は12~13万トンの供給になっており、その差は平成7年から入れましたMA米が代替をしているという構図となっています。

従いまして、加工用米の生産枠は確かにありますが、供給はMA米との競合になります。価格については、当初他用途利用米制度の時は、1俵3000円くらいの政府助成をしましてから等級によって違いますけれども、生産者手取りが1俵9000円程度になったのです。現在は政府助成がないので、全くの民間の流通ということになるわけで、生産者手取りは1俵大体7000円程度となっています。

また、米制度改革に伴う新たな制度として、集荷円滑化対策を措置し、作況100以上となった分について一定量市場から隔離することとし、17年産で、新潟県を除いて、北陸3県では発動いたしました。この集荷円滑化のお米が今年から初めて加工用の新規用途に供給されるということになるのです。それが1俵7000円くらいの生産者手取水準になると見

込まれております。

(富山：前田副会長) それは業者さんに行く場合は、いくらくらいで回っているのですか。

(中島食糧部長) 全農さん等が、12～13万トンのお米を売るわけですがけれども、供給用途により1俵8000～1万2000円で需要者である加工業者に渡っております。

(富山：前田副会長) ほんと。

(中島食糧部長) 用途により価格は違いますが、加工米飯、よくレンジでチンするご飯のようなものや酒米用が一番高く1万2000～3000円くらい。それから、一番安いところでは、米菓、お味噌の原料、これが7000～8000円。トータルで1年間金倉を持って販売をして、それでペイする価格設定となっているわけです。大体7000～8000円の生産者手取りに、プラス流通経費、管理経費として、2000～3000円がオンされた形を基本として販売をされているということですから、平均すると1万円弱くらいの価格で需要者は入手されているということだと思います。

一方では、MA米をそのくらいの価格で売っていますから、MA米の価格関係を実需者は見ていますし、さらに、くず米との価格競合もあるわけです。

(富山：前田副会長) 生産者としては、安い価格で加工米を出荷しながら、何で業者だけがそういう価格で仕入れて商売ができるのか。僕らも一応少しではありますが、もち米加工をしています。申請すればうんぬんという話があったわけですから、わずらわしいし、少ないものですから、そのまま既存のやり方でやっています。

今の転作制度に絡んで、富山県ではないと思いますが、新潟県のほうでは、自分で業者と結びついている需要については、ポジ配分がなされるという制度があります。福島も、宮城県の会長さんも言うておられましたが、その辺が個人的にはありますが、非常に納得がいかない点がある。これはどれだけでも契約ができるのはできるのかもしれませんが、ある情報誌によりますと、それが既得権益化して、おのずとそういう制度がずっと続くようなものではないような書き方をしてありましたが、本当にその辺がちょっと納得がいか

いというところが自分たちの正直な気持ちです。

(中島食糧部長) 加工米が安いということについては、どうしても米を原料とする製品が輸入自由化されており、あられ、おせんべいのようなものについては、外国から製品がかなり入ってきている。あるいは米の粉についても、米粉調整品に姿を変えてきたりして、かなり入ってきているということもあります。外国製品との競合ということで、価格体系ができ上がっているということになると、どうしても国内産の主食水準ではかなり高すぎるという問題もあるということで、そこに対する供給を守っていくということで、主食用とは別の価格体系、価格の設定ということになるわけです。

私どもが今、販売している古米についても、例えば主食用の2年古米であれば1俵1万1000円くらいですか、そう加工用と変わらないくらいの価格になっているというのが現実です。それから加工用米制度で平成16年から始まった制度の中で、今までの制度と違うのは、ご指摘があったように、今までは全国の中央団体でハンドリングをして需要者に売っていたものを今は県内だけで完結できる制度になっています。県内の需要者と生産者が結びついて加工契約をしていただき、引き取り契約をしていただけましたら、それは加工用米制度の加工用米として、決定していくという制度になっております。事実、北陸管内でもそういう動きが出ています。全国でもそのような流通が出てきているようです。

(富山：前田副会長) この制度については関心を持ってちょっと・・・。

(中島食糧部長) ご利用いただけるところはご利用いただければいいのですが。

(石川：河二専務理事) 私自身はこの品目横断に全く関係のないスイカ、サツマイモのほうを生産させていただいております。また、地域で五郎島金時というサツマイモを生産しておりますので、その格外品のほうを一手に引き受けて、加工して生産しております。今、最初から話を聞いておりまして、私自身は農業者の減少、新規就農者、または新規の社員をやはりどうやって生活させるかということを一に考えていると、農業生産だけではどうしても食べさせていけないという現状の中で加工を始めて、また地域の加工を担うという形で経営して、やっと何とか成り立つような形です。

ただ、加工をすればするほどよく思うのは、本当に幸せにならなければいけないのは農

業者だと思っております。その農業者が、今いろいろなお話がありましたが、なかなか生活できないという現状、それを今の施策うんぬんを聞いておりましたが、どうしても私から見れば目先の対応でしかなくて、本当にこれから10年、20年、また50年、100年という形で日本の農業を考えるのであれば、それだけの政策を本当にとらざるをえない。ただ、どういふものかといっても、私はまだはっきり分かりません。分からない中で、自分で、これがいいのではないかなということをついばいやった上で、ついばい失敗した上で、自分で結論は出そうとは思っています。

そういう面で、本当に目先の施策でなくして、本当の農業としての政策というのは、今の北陸では北陸農政局の方が頂点に立って行っておりますが、本当にこういう形での対応で、日本の農業が50年後、100年後という形で生き残っていけるのかどうか、非常に心配です。局長自体がどういふふうを考えているのか、一度お話を聞きたいと思っております。

(涌野農政局長) 今の質問に的確に答えられるようなものは、私は持ち合わせておりません。これから50年後がどうなるかとか、100年後がどうなるかということについては想定外です。

私は一昨年の7月19日付でこの局長を拝命した時に、北陸に持ってきましたのは、政府が決定した新しい基本計画とこれに基づく経営安定対策等3対策について実行することです。ただし、何故そういう政策を打たないといけないのかということについては、キチンと説明しますということであり、私も着任以来、2000人くらいの方にはお話をしたと思っております。ただ、残念ながらこの法人協会では、そういうチャンスがありませんでしたので、話はしておりません。

世の中の動きについては、100年先の話はとてもできませんが、1980年くらいから2005年、この25年の間の世界の変化について説明させていただくと、一つ目は大量生産、同じ物をたくさん安く作って、ついばい売るといふことについては、その考え方は破綻しています。

同一規格品の大量生産、同じ物を同じように作って、安い価格で売るといふことは行き詰まっており、今後は頭を使わないと生き残れない知恵の時代に入ったということなのです。

例えば、マイクロソフト社は1980年代にぼっとできたわけですね。戦後のソニー、ホンダのような町工場だと思います。それが、日本がバブルの絶好調の時であった1989年には、株式の時価総額でみて世界で539番目の会社になっていました。その後、99年には世界第

1位、60兆円の大会社です。ビル・ゲイツ1人の資産とアメリカ国民が2億何千万人いますが、アメリカの下から40%の世帯、約1億1000万人の資産と同じだという事実があります。頭がいい、知恵のある者が儲かる時代に入っていることを前提にしなければいけない。

2つ目は、グローバル化への対応です。今までは国際化といって、国と国がありました。国と国の国境を境にして、物、人、お金が動くのが国際化だったのですが、それはもうありません。それはなぜかというと、あのGATTウルグアイ・ラウンドの後のWTOを見ていただくと一番いいと思うのですが、世界は一つになりましょうと。これはどういう意味かということ、税制、会計の方式等、経済社会の制度が一つになるということなのです。

端的に言うと、世界中をアメリカのようにしましようということ。世界を一つにしましようというのがグローバル化の話です。このため、現在、グローバル化とアンチグローバル化がせめぎ合っています。

皆さんもよくご存じのキヤノンや高島屋、パナソニック等の日本の大会社も既に少なくとも35%、多いところは5割が外人株主ですから、株式だけを見れば日本の会社ではないのです。という現状をよく考えていただきたい。グローバル化です。

三つ目が地球温暖化等の環境制約の高まりです。一つは資源の使いすぎという点です。日本では1年間に大体20億トンの物資を投入して、12億トンくらいのストックを作る。そして6~7億トンのごみが出るわけです。ごみをどのくらいうまく使って最終的に捨てるかということが重要な問題となっており、それをうまくさばかなければいけないというのが一つです。

もう一つは地球温暖化があります。大体100年後に地球の温度は3~4度上がると言われていています。ですから、今、皆様が作っているおいしいお米と言われていたものについても、気温が1度上がると、高度は170m下がりますし、緯度で申しますと1度変わるわけです。100km。そうすると、3~4度くらい上がると、この金沢の地は、大阪か岡山かもっと南です。そこまで行けば今のようにうまい米は取れません。そういう長期的なことも考えるということになると、100年、200年後の話も考えなければいけません。更に、北極の氷が解ければ、金沢のこの辺までは水に埋まっているかもしれません。そういうことを考える必要があります。これが三つ目です。

最後に、少子高齢化の問題があります。年寄りが増えます。日本はこのままいくと、3300年には日本人がゼロになるという試算があるそうです。人口を維持するためには、大体

1人の女性に、一生の間に2.08人生んでいただかないといけないとされています。現在は1.26人くらいです。ですから、このままでいくと、今の1億2800万人が2100年には6000万人となり人がいなくなります。

世界では人口が増えますが、日本人は減り、労働人口も減少します。その時どうしますかというのがあります。この25年を見れば以上のような大きな変化があり、更に今後この傾向が強まると見込まれる中で、では日本農業はどうしたらいいですかといった時政策として打ち出されてきたのが、今のこの経営所得安定対策であり、農地・水・環境保全向上対策です。農地も水も人も守っていきましょうと、環境を守りましょうと。それから、農業をやっていく担い手も作り、守っていきましょうという政策が出てきているわけです。

これらが本当に100年後の農業を考えて立案されたのかと言われれば、それは私には答えようがありませんが、少なくとも25年の変化、あるいは昭和36年の農業基本法ができてからの50年くらいの変化を踏まえて、この政策は出てきたのです。従って、私は国会で決定されて、国民の皆様がいいと言われているこの政策をきちんと実行するのが使命だと思っています。

(石川：河二専務理事) どうもありがとうございました。多分答えにくかったと思います。ただ、僕たち自身は、考えとしたりやはり、確かに1年後、3年後、5年後のビジョンを会社のほうで語ったうえで、その主としたものは農業ですので、農業の夢も僕としては、1年、3年、5年、10年、20年、50年、100年という形でみんなに説明した上で、みんながそれに賛同したうえで、飽くまでも、言葉は悪いかもしれませんが、私たちの夢に向かって、夢を見続けるように持っていくのが僕たちの仕事だと思っています。そういう中でやはりそれに対して、いろいろな補助なり援助という形での政策でしかとれないとは思いますが、ただ私たちはそういう短いスパンではなくして、長いスパンとして農業を考えているということだけは分かっています。

(涌野農政局長) 非常に難しい質問でしたので、私の回答は的を射ておらず、申し訳ありませんが、私も新潟の五反百姓の息子で、農林省に入って25歳までは百姓をしておりました。鍬で田んぼを耕したこともありますし、鎌で稲刈りもしていました。ただ、皆さんと全く違い、第二種兼業農家なのですが、そういう中でもやはり農地や環境などはきちんと

と守って、本当に農業で食べていきたい人はそうできるような世の中が理想的ですし、それに向かって行政は支援をしていきたいと思っています。

皆さんは行政をあまり信用しておられないかもしれませんが、しかし、少なくとも皆さんが仕事をしやすいように、暮らしやすいように制度を作って、その制度の中でこうしたいという提案、あるいはアイデアがあれば、それを支援するという事に尽きると私は思っています。私は皆さんがこうやりたい、ああやりたい、こういうのはないかという時には、可能な限り制度、予算、人材面で支援するということが私の基本的なスタンスです。

(木村企画調整室長)では島会長。

(富山：島会長) 国によっては随分、農業や食糧に対する思い入れというか、それが違うなという体験をしてきましたのでちょっとお話ししたいと思います。実は昨年9月25日から4日間ほどカナダへ行ってきました。H A C C P研修ツアーということで行ったのですが、トロントにある大学で4日間缶詰になりまして、H A C C Pの研修をしてきました。それはともかくとして、その中で、カナダの養鶏の歴史も出てきました。

私どもは、いわゆるカナダ・アメリカ・メキシコのN A F T Aが随分前に締結されて、とっくの昔に卵の数がゼロだと思ったのです。ところがちゃんとあるのです。それで驚いたことに、カナダの平均羽数は2万羽なのです。ちなみに日本は今3000羽以上で見ますと、4万9000羽なのです。カナダは最大で55万羽、日本は数百万羽、全然違うのです。それで結局国境を接しているのに、自分のところの守るべきものは守るのだと。恐らくコスト的には間違いなくアメリカのほうが安いはずなのです。しかし、きちんと守っているのです。片一方でカナダは輸出国だからどんどん出しているわけです。何かすごくエゴのような感じなのですが、それがやはり国策なのだかと強く思って帰ってきたのです。

さっき局長はお話をされなかったのですが、日豪F T Aがスタートしたのです。非常に早魃が頻発する国とあえてそうやるメリットがあるのか。この間日経新聞にも出ていましたが、農水省や北海道が出される試算は随分マイナスの幅が大きいのですが、経済産業省が出されるのはG D Pの1.3、0.13でしたか。それも恐らく現在の気象変動などは加味していない数字だと思うのですが、そういう状況の中で、本気になってあれをやるかとしているのか。しょうがないからか。しかし、本当にできるのかどうか。中断するというあれが、自民党からの申し入れもあるようですが、本当に中断できるのかどうなのか。やはり

何か日本の国に、基本的に日本の国をどうするのかという、ここでこういう話をしてもしょうがないのですけれども、ビジョンがないと強く思って帰ってきたわけなのです。

農業は数字だけで表せる部分とそうではない部分があると思うのです。一方的にコストダウンだけの世界では、やはり勝てないわけです。現在コストダウンの話ばかり出ていますが、では幾らまで下げたらいいのですかという議論はないのです。そんな中で自由化をするわけですが、それはどう考えたって勝てるはずはないので、それだったら日本はこうなのですよと。食料自給率は、45%か50%か知りませんが、絶対これは守るのだという話が出てこないのが非常に不思議です。例えば50%は絶対キープするのだということを政府が言えば、それだけでも農業生産者に与える心理的影響、何とかやれるのかもしれないという思いが伝わってくるわけです。

しかし、今の中ではどうなるか分からないなということで、非常にやはり……。リスクはつきものですから、リスクのない世界はありませんが、非常に食糧とかいうことから考えても非常に不安定ですし、それからコストだけで考えると勝てないわけですから、そこに人の心……。今、情緒不安定な人がいっぱいいるわけです。やはり癒しの効果が当然あるのですが、そのところが合理化すればするほど、癒し的なあれがなくなってしまう。恐らくそれは事実だと思います。そういうことをもっと消費者、国民一般になぜ、農政省側が強く訴えていかれないのか。私、日ごろ強く感じているわけです。

あとインフルエンザの話をついでにさせていただきますと、韓国に12月くらいに出て1月に日本に入ってくるというのは、もう大体パターン化しています。これは人、物の交流が非常に強いので、当然といえば当然なのですが、ワクチンも認めないと。これはある意味ではやむをえないのかなという感じがしますが、ただ、ワクチンを認めないのだったら、もっと補償をきちんとやってほしい。

例えば今、殺処分は当然国が出しますし、補助金もありますし、民間の保険も5億円が限度ですが、あります。ただ自分で売る、非常に最近直販、直販と言われて私どももやっているわけですが、いわゆる商権がなくなった場合にどうするのかというのは全く見えないうち、ないわけで、こここのところ生産者協会は、中にワクチンを作っていらっしゃるか、輸入していらっしゃるか、いつでもワクチンをという方がおられまして、その人が引っ張りまわしているという言い方はちょっとあれですが、どっちつかずといえますが、まだまだワクチン、ワクチンという話で。

確かに茨城とか、ああいう密集地になりますと気持ちは分かるのですが、ただ、インフ

ルエンザが非常に変異しやすいというのは、ご存じのとおりなのです。ですから、国としては緊急時以外は認めないというのは、これは私もやむをえないのではないかと思います。

ただやはり、そうだったらやっぱり補償をしっかりとしてほしい。これはぜひやってほしいと思っていますし、今後どういう形で核が変異するかは分かりませんが、世界的に見ますと、人から人へというパターンも、これははっきりと認められているわけではありませんが、そういう例もちらほらと見えます。もしそうなったら大変な話になるのですが、そういうことを是非やってほしい。ここに養鶏は1人しかおりませんが、ぜひお願いしたい。生産者協会などはやはり特定の大手の人が握っていますので、現実にはちょっと違うのかなと、私は思っております。

もう一つ、互助金などの掛金の問題なのですが、これは明らかに、茨城とか、西日本とか、あっちの韓国に近い辺りはリスクは高いわけですね。北陸が感染とかそういう問題がないよと言っているわけではないのです。しかし、低いと言っているのです。それでも掛金が同じなのです。例えば茨城などはすぐそこに港があって、トン当たり800円で運賃が済むわけです。我々は4000～5000円の運賃を払っているわけです。だから当然そういうメリットがあるから、茨城なら鹿島のほうへ集中したわけです。そういう人たちを我々が一緒の掛金というのは、私はどう見ても腑に落ちない。これも生産者協会ではそんなこと絶対言いません。絶対に言いませんが、現実の問題です。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、さっきからえさ米という話もありました。これはやはりさっき局長が言われたように、今後どんどん気象条件が悪化する中で、やっぱりアメリカからのトウモロコシの輸入が本当にできるのかということもあります。いざそういう時に、即対応できるわけではありません。今から多収米の研究とか、昨年も言いましたけれども、随分お前何を言っているのかとよく言われましたが、多収米の研究なり、どうやったら安いコストでできるかという研究を今からやっておくべきです。今ぜひやってほしいと。そういうことは、我々畜産農家だけではなく、耕種農家の皆さんに対しても非常にメリットがあるのではないかと。とにかく急に言って急にできるわけではありません。5年、10年とかかるのではないかと思います。やっぱりぜひ今からそういうことをやってほしいなと思っています。それだけです。

(木村企画調整室長) 国策の話は後でまた局長からいい話が聞けるかと思います。まず

鳥インフルエンザのほうから、消費・安全部長からお答えいたします。

（藤定消費・安全部長） 会長、どうもありがとうございました。非常にいいご意見を頂きました。特になかなか掛金の問題などについては、地域間、そういう問題がありますので、聞けないようなお話を、まさに具体的な事例で教えていただいたということです。教えていただいた内容についてはきちんと伝えていきたいと思います。これは互助金だけでなく、例えば農業共済などでも、お米の共済にしても、災害の率によって大きく掛金が変わるといような、完全な民間の例えば自動車の保険や地震保険などとは、ちょっと大本の考え方、互助金自身の考え方が違うものです。やはりリスクはリスクとして、できるだけお互いに避けようではないかということで、全力を挙げて避けている中で、どういふふうにお互いに助け合っていくかという精神で作られたものです。特に団体の方中心になって作られたものに対して、いろいろな面でのご支援をするという考え方です。

そのあたりについては、なかなかお答えを……。今、直球を投げられたものに対して、しっかりとお伝えをするということは言えますが、私が受け止めて何かをできるということではないということで、そのあたりはご理解を頂きたいと思います。

それからインフルエンザの対策につきまして、現実はどういふふうな対応をしているかということについてご説明いたします。先日12日、それから14日以降、北陸農政局のほうもきちんとした窓口を作りながら、消費者に対する情報提供、特に大口の消費者の団体の方、特に例えば生協などを含めまして、直接各農政事務所なり、農政局なりが参りまして、鶏肉、鶏卵大丈夫ですよというお話をしました。また、料理学校の先生方ともやはりそういうようなお話をさせていただいていますので、一番最初にBSEが出た時のような形での混乱は起きていないのではないかと思います。

食品表示のところにつきましても同じで、これは宮崎産の鶏肉を扱っていないだとか、そういうようなものについての表示の不適正なものを調べましたら、実はございました。それで、そういうものについては、ご理解を頂いて、店頭から撤去するという対応しております。それから、各養鶏所に対しても、県を中心に調査を進めておりますが、今、私が聞くところでは、北陸管内では、1000羽以上のところについては1農場もそういう状況になっていないということです。また、1000羽以下のところにつきましても、石川県、新潟県はまだなのですか、各県全部横並びというわけにはいかないのですが、中間的な取りまとめの状況では異常はないという状況です。また、全国的にも現時点で私どもが聞い

ている事例はありません。

今後とも、私どもは一生懸命情報提供ということ为消费者にきちんとしていきます。そういう面での対応、補償について、商権のお話につきましても、しかるべくそういうようなご意見があるということで、お伝えをしていくというふうにしたいと思います。

(富山：島会長) 感染ルートの解明は今始まったところなのですが、どういうスタッフがやられているのか、分かったらお教えいただきたい。

(藤定消費・安全部長) 感染ルートにつきましては、スタッフというか、まず一つは財団法人の日本野鳥の会というのがあります。農林関係の方々だけで検討するというのではなくて、そういうような先生方を含めまして、全体で6名の方が委員になっておられます。それで1人、鳥取大学の農学部の先生は辞められていて、現在、伊藤先生という方、それから日本野鳥の会の主任研究員の金井先生。それから、今回出ておりますので、宮崎県の家保の主任の後藤さん。動衛研から2人、志村センター長と主任研究員の西藤さん。それから、これも環境関係ということになるのですが、自然環境研究センターの米田さんという研究主幹の方が対応されまして、明日第1回の現地調査をして調査を進めていく。

現時点ですでに強毒性のH5N1だということが判明しましたので、そうしますと、前例から言うと、山口で出たのと同じ程度でそれなりの結論が出てくると思われます。ただ、これは韓国で事前に発生しておりますので、そちらのほうからのDNAの形の情報の提供を受けたりして、動衛研で同定をして、一番強い可能性はという形で、報告書を取りまとめられると思います。まだそういうような状況であるということです。

(富山：島会長) 山口の時は韓国政府がウイルスを出さなかったという話もありまして、今回そこら辺はうまくいっているのか？

(藤定消費・安全部長) いや、これはこちらのほうから願いはするということで、なかなか前回のものにつきましても、やはり強い疑いがあるという形ですので、その当たりについては現時点では断言することはできませんので、そういうご質問があったということについてはきちんと連絡をして、お伝えをするということにしたいと思います。

(中島食糧部長) 飼料米の話で先ほどご質問を頂きましたが、会長から昨年もご指摘いただいたと記憶をしております。その時論文をお示しいただき、飼料米の生産が経営的に十分にペイするというご指摘がありまして、私の知っている範囲でお答えをさせていただいたと記憶をしております。

私どもは今、飼料米として3年前から、国産米の政府在庫のうち古い米、8年産から11年産までの古米を飼料米処理をしました。昨年、この米の政府国産米の在庫がなくなりましたので、MA米の古いものの飼料米処理を始めるといことにしまして、昨年の秋から飼料米処理を開始しました。今まで3年間でトータル100万トンくらい飼料米処理をしています。飼料には、米がここ3年くらい恒常的に入っているということでもあります。

この飼料用への販売価格が、昨年も申し上げたかと思うのですが、コーンの代替価格ですから、1俵1000円、トン1万5000~2万円の間が飼料米の供給価格となっております。ということは、1俵の生産費のちょうど10分の1くらいでしか売れないということになるわけです。そうしますと、私ども、今、米の主食用は1反で500kg強、1ヘクタールで5トンということになると、なかなか飼料米だけでペイするものを作ることになると、1haで50トンの米を作らなければいけないということになってしまいます。

多収穫米ということで研究に取り組んで、1トン弱くらいのところまでということではあったのですが、肥料を多用するというので、なかなか生産費が下がらないという問題もあるということをお答えさせていただいたところです。

国は政府米を1万5000円で買ったのを1000円で売っているのです。米を1年間保管すると、金利が下がりましたが1年間1トン8000円くらいかかるのです。8000円を8年間持つと、本来なら買入価格6万4000円を上乗せしなければいけないです。1トン25万円くらいで買ったものを6万円上乗せすると、31万円で売らないといけないところを、飼料米は1俵1000円でしか売れないわけです。1トン31万円が全部財政負担、つまり納税者負担になっているというのが実態なのです。

(富山：島会長) では、将来的な意味を含めて。

(中島食糧部長) もちろんそういうことですね。

(富山：島会長) だから、そういう研究をスタートしてほしいということで。

(中島食糧部長) その研究はしています。技術会議という部局で、そのところはやっております。

(富山：島会長) トウモロコシ価格自体が、今の1万5000円という価格が、将来的には上がるという可能性が高いということからも、可能性はあると。

(中島食糧部長) もちろんあります。ですから、それが10倍になってくれればいいのですが、なかなかそうはいかないので。

(富山：島会長) いや、上がってくればいいということはないですけども。

(中島食糧部長) 飼料用の穀物の価格は、高騰したら使うことができなくなると思いますが、飼料用のトウモロコシは1500万トン輸入されております。

(富山：島会長) 宮腰副大臣は、もう替わられましたが、去年の3月に、先ほど言った法人協会のメンバーとの懇談会でこの話をしたのです。そうしたらやはり同じことを言われまして、「M A米がいっぱいあるのに」と言われまして。ただ、「先生、アメリカ中西部に行かれたことがありますか」と。「いや、行ったことがない」と「ぜひ行って見てみてください」と言うと、たまたまB S Eの問題で、コロラド州のデンバーですか、7月か何かに行かれて、今度また3月にお会いするので、ぜひどういう感想を持たれたか聞いてみたいと思うのです。

それはともかく、現実には非常にやはり、中国もトウモロコシの輸入国にすでになっているらしいので、決してアメリカが無限大にトウモロコシを供給できるわけではないというのも事実ですから、やはりもっと体系的なコストダウンのことを考えながら、ぜひ本格的にそこら辺にも予算をつけていただきたいと思います。

(中島食糧部長) ご指摘どおりだと思っています。それは国際価格、穀物価格がどうなるか全く分からない。この異常気象の中で、かなり上がってきているということもありますので、それはおっしゃるとおりだと思っています。アングロ・サクソン人は、長期戦略

を作るのが得意だそうで、日本人は場当たりのだと言われますが、長期戦略はそのとおりだと思います。

さらに申し上げますと、国は今までM A米を、すでに755万トン輸入し、今、在庫として189万トン持っております。援助に使ったり、先ほど申し上げた加工用に使ったりして、M Aを使ってきましたが、755万トンのうちの200万トン弱をまだ在庫として持っており、一方、毎年77万トンも入れますから、在庫が積み上がっていくのです。そこで飼料米処理を、究極的にはやらなければいけなくなっているということです。卵は白くなるから飼料用に米はたくさんは使えないというご指摘がありましたが、使える範囲内で飼料用に米を使っていたきたいと思います。

(涌野農政局長) 日豪のF T Aの関係については、実は来週23日に金沢において本省からこの経営安定対策の最近の情勢説明とともに、日豪のF T Aについての説明がありますので、その時にお聞きいただけたらと思います。

それから、先ほど豪州の農産物の早魃というお話があったのですが、豪州は3年に1回か4年に1回必ず早魃がありますので、そんなに驚く必要はないと思っています。日本は豪州から麦や米を買っているといいますが、米は、シドニーの近辺のリートンという所があって、ここでしかとれないわけです。100~150万トンくらいしかとれなくて、それも早魃になればどんと落ちて50万トンとか70万トンになって、輸出余力などなくなります。

麦は、豪州のパース等西部にA S Wがあって、うどんの原料はそこから来ています。それから東部のニューサウスウェルズ、プリズベンやシドニーなどがある所には、プライムハードと言って中華麺用の一番たんぱく質の高い14.5%くらいのプライムハードというものがあります。これらについては、食糧庁のころには、毎年オーストラリア小麦庁と輸入量の取り決めをしていたのですけれども、そのあと食糧法になってなくなってしまいました。

A S Wは90万トン程度、プライムハードは28万トン程度の取り決めだったと記憶していますが、不作の年は「ないものはない」ということになり、食糧を持っている国と持たざる国の力強さというのがここではっきり分かるのです。そういう中で、安定供給をしなければいけないのでしょけれども。

麦と米だけに限れば、今、国家貿易をやっていますから、無税で入ってきているわけですが、この枠内に留まる限りはF T Aは直接影響はないのではないかと思います。

一方、乳製品などでは北海道の方々のご心配だと思いますが、ここから先は国際交渉の話でもありますし、不正確なことを言いますと皆さんをミスリードしますので、23日の本省の担当官の話をぜひお聞きいただければと思いますので、よろしくお願いします。

(新潟：忠会長) 最後の質問になるのですが、私の地域の取り組みの中で、将来に向けて少し心配だなということ、実態に基づいてお話ししてみたいと思います。一言で言うと、農地の所有と利用の分離というのが今後議論が本格化されていくと聞いております。私ども土地利用型農業法人は、多くが借地ということで、料金設定を頂いているわけです。それが経営の安定において果たしてどうなのか。あるいは今後もっともっと経営規模を拡大していこうという意欲なりがどこまであるのかということ、やはり考えなければいけないという時期に来ているのではないかと思います。

もちろん、先ほどからありますように、集落営農に伴って、今の経営基盤が減少するということはみんな望んでいるところではないのですが、どんどん集まっていく。それをどこまで抱え切れるのか、対応できるのかということも、やはり経営の今後を考える上でも、大変重要な時期に来ているのではないかと思います。

私の住んでいる集落は約60ヘクタールあるのですが、その半分弱の面積で、経営体育成型ほ場整備に、17年18年の2年にわたって実質工事に入りました。これは局もご存じいただいているかと思いますが、ここは担い手を明確化して、そこに農地を集積させるということによって、地元負担率を軽減させるということです。私の集落では、幸いにも認定農業者が5人、この5人の中にはわが社も入っているのですが、それが担い手となりまして、実施区域の65%の集積が現実的に図られました。集積向上率は49%で、目標50%にもう少しなのですが、ただ、その5人の認定農業者は、法人が私ども1、そのほかは基幹的労働者は全部60歳代です。要は、かろうじて認定農業者であって、受けた担い手と言われる認定農業者の経営が果たしてその後さらにどれだけ継続できるのかという心配を、育成しながらも思ったのです。大丈夫なのかなという一抹の不安を思ったわけです。それはわが社においても、いつまでもつのかその保障はないわけですが、いずれにしても利用権を設定された側の経営の安定とさらなる向上というものが、どうしてもある意味で確実視されていかないと、また将来に向けて同じ問題が出てくるのかなということです。

それから、私は集積の集積委員長をさせていただいたのですが、今回を機に担い手のかたに田んぼを貸してもいいという農業者の方にはこんなお願いをしました。貸してしまっ

たから、あとは一切農地のことに関しては関係ないのだとは絶対思わないでください。当然地主さんには何がしかの借地料が行くわけですので、権利と、場合によれば義務というのが発生するわけであって、そこは十分にお考えいただきたいということで、共同で作業するファームポンド、貯水池の周辺の整備については、所有者の共同作業で行うようにしてくださいというお願いをしました。

そういったことが、事業を取り組む中にきちんと精神としてうたわれていかないと、全部それが耕作者の負担になると、もう受け切れないという事態にどうしてもなるのかなと思います。たまたまほ場整備という事業に絡めてではありましたが、今後利用集積を進めていく段階では、そのことも大事なことになっていくのではないかなと思います。

そこでお願いといたしますが、ご質問させていただきませんが、農地・水・環境保全向上対策がスタートするわけです。実は新潟県は特殊な事情がありまして、なかなかアナウンスが遅れ、開けてみたらハードばかりでソフトが全然ないような非常に使いにくいものになってしまっていることはちょっと残念なのです。これは車の両輪対策で出たわけですので、その趣旨をやはりしっかりと伝えていただかないといけません。また、残念ながらその趣旨を伝えていただいてよしと思っても、残念ながら、これをきちんと事業化してやれる能力のある地域リーダーがいません。おのずとそれは役場の担当者の仕事になりますが、役場の担当者は、今回の生産目標数量の配分を、何とかJAにお願いしたいのですが、綱引きではなくて、やりたいのだけれども取ってくれなかったりして、ごちゃごちゃしていてそれどころではないというのが、年度の移り変わりの直前に当たっての状況ではないかと思っています。

先ほど局長は3000か所くらい助成されるということで、推進室まで設けて、体制を整えてくださっているようですが、市町村の現場はともそれどころではなくて、果たしてスムーズに事を進めていただけるような末端の体制ができているのかは、残念ながら、私は非常に不安です。利用集積に当たっての課題とほ場対策について、せっかく用意していただいたのに、使い切れたらいいのかなと、その不安を申し上げました。

(河野整備部長) 町はどちらでしたか。

(新潟：忠会長) 神林です。

(河野整備部長) 神林。この前も神林の方もお見えになっていましたが、その時は新潟県の方針がまだはっきり出ていない段階だったのです。言われるように、本来ですと、人夫賃とか日当とか、ソフトの部分を使えるわけですが、新潟県の場合はたしか資材とか、機械とか、そういうのに重点を置くような方針を立てられているように聞いています。県の常任委員会などでも、弁当代ぐらいいいのだろうとか、瑣末な議論が議論になるくらいちょっと固い条件をつけていると聞いております。

去年もお答えしたのですが、国としてはそういう部分を排除しておりませんし、ハードに偏ったお金の使い方というのを誘導するつもりは一切ありません。新潟県も対知事戦略で、そういうのを作らざるをえなかったかもしれませんが、担当者からのニュアンスですが、一応錦の御旗のように挙げていますが、説明のつく範囲でそういう部分にも使えるような道は閉ざしていないと言っておりましたので、ほかの条件も含めて柔軟に対応できるように、こちらからも指導していきたいと思えます。

地域リーダーがないというのは、ごもっともなご指摘だと思います。モデル地区だと、今日お配りした資料にもありますが、せいぜい北陸4県で五十何地区なので、恐らく県の担当者があるところでやっているようなところもあると思えます。何千という話になりますと追いついていかなくなりますので、いきなりスーパーなリーダーというのは出てきようがないので、この活動自身が現在やっている、例えば学校のPTAが中心にやっている活動や、もちろん農家の方々の結(ゆい)のような活動とか、いろいろな活動を中長期的な視点から束ねてくださいと。そういう中で新しい、もう少しレベルの高い保全活動や営農活動などをやってくださいというところから出発しています。まずそういう既存の活動の中から、どなたかリーダーのような方を選んでいただいて、それをみんなで盛り上げるという素朴なところから出ていくしかないのではないかと思います。

これは農村計画部のほうでもいろいろと考えているようなので、補足してもらいたいと思えますが、リーダーといっても全部の自治会的なリーダーだけではなくて、取り組みの中で、学校教育とのかかわり、あるいは自然環境の保全など、いろいろな分野が取り組む計画の中にありますので、そういう部分をサポートできるような体制を今後、県などと連携しながら作っていかなくてはいけないなというところで、これについてもまだ、これから県と調整を図りながら育てていこうということを考えているところです。

(川田農村計画部長) ご指摘のリーダーの件ですが、昨年ワークショップの進め方やこ

ういう地元での取りまとめについて、リーダーの育成というところまではいかないのかもしれないですが、金沢で農政局単位なのですが、ワークショップの進め方の研修会を2度ほど開いています。これは、市町村の方々も通じて、地元の方へ声をかけて参加もお願いしたのですが、農耕研は私どもの研究機関の専門の人を講師に呼んで、2日間にわたっての研修会もやっているのです。これについては今年度継続して開いておりませんので、またこういう機会があれば、ぜひ参加いただくように、連絡の際には、参加方をお願いしたいというのが一つ。こういう研修活動も去年からやっているということです。

今、話がありましたように、今回非常に申請時の書類作成で、内容がなかなか煩雑であるということで、こういう申請時での手伝いをするアドバイザーという方について、今、例えば行政のOBの方々などへの声かけをして、地元でのヘルパーというか、そういうかたのリストアップも備えておくということが、今度、農政局のOB会もありまして、こういうところに、組織としてこういう業務が今後出ますという声もかけたいと考えています。

もう一つは、こういう活動が実際スタートした時に、例えば生態系の取り組みをやるという専門的な取り組みがもし出た場合に、例えば生物の先生やNPOの専門家も含めて、そういうアドバイスができるようなアドバイザリー制度というか、そういった方々の専門家のリストアップというのも実施に向かって整えるということで、今、準備を進めているところです。実際どういう形でそういう情報をつなげていくかというのは、これからの整備になると思いますが、例えばホームページなどでお知らせするなりということになるのかと思います。体制の整備と情報についてのお知らせをどうやっていくかというのは、今、検討中、作業中であるということだけお伝えさせていただきます。

(新潟：忠会長) 皆様方の仕事の分類からすれば確かにそうなのでしょうが、現場はそんなにはっきり明確化されているものではありません。これは私だけかもしれませんが、農業法人が地域の信頼を得て、しかも農地を安定的にお貸しいただくという、その裏にはしっかりとした管理をしていくという、そういう裏づけがないとだめなわけです。私の場合は、耕作地が割と広範囲にあるものですから貸してはいただけますが、できればその地主さんでできる作業はやっていただきたい。場合によっては地域の共同作業にも出席していただきたいという改めてのお願いをしながら集積を図ってきました。今後ともその思いは変わりません。

ですから、今回新たに利用集積をしていただいた農家にも、その地域において作業をお

手伝いしてくださる方には、改めて料金を設定し直して、法人から地域の方に管理的な作業をお願いしようかと思っています。そうしないと、借りた土地を全部法人で管理しろということは、物理的に非常に難しくなるということなのです。その一環として、保全向上対策のようなものが、法人を主体に取り組むというようなこともできれば、私は経営にとってもある意味ではプラスに働くのではないかなと思います。

今の書き物を見ますと、法人がだめということは一切言っていませんが、基本的には集落でという考え方ですね。さっき申し上げたのは、なかなか集落にリーダーがない。場合によれば1集落のおおよそを担っている法人、あるいは関係している法人というもの、この取り組む主体の中に入っていてもいいのか。それを好んでやる法人もあれば、いや、おれはそこまではできないという法人もあるかもしれませんが、そういった考え方をする部分もあっていいのではないかなということをお願いしたかったわけです。

いわゆる所有と利用の分離はいいのだけれども、権利と義務をどう整理するのかということも今後しっかりと明確化していかないと、貸してしまったあと知らない、借りたはいいけれども十分な管理はできないというのが、本当の意味で効果的な農地の活用になるのか、地域維持になるのかということも、やはり考えていかないといけないのかなという思いを持ったわけです。

(伊藤次長) 非常に重要なことだと思います。忠さんも今度、農地制度の本省での検討会のメンバーなので、多分そういうことを本省の方も知りたいということだと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今回の農地・水・環境保全については、これは多様な参加者と言っていますので、法人の方もぜひ参加をしていただけるように、これはきちっとやっていけばいいかと思えます。それと、年末に神林のほうに行かせていただきましたが、村長さんも非常にこの対策については理解があって、可能ならば全地域で取り組みたいということも言っておられましたので、ぜひ、地域の中で神林がうまく取り組んでいかれるようなことを期待したいと思います。

私も愛知県の田舎で、この農地・水・環境保全向上対策を地域が取り組むということになって、相談役として入ってくれと言われて入っているのですが、そういう地域で取り組む時に、地域の中でいろいろな人がいるのです。そういう中で、会長を誰にしようかとか、副会長を誰にしようか、書記を誰にしようかという、やはり得意分野があります。そこ

は多様な主体なので、農業者だけではなくて、会計の人は郵便局を退職した人とか、書記は若い人を入れようと言って、パソコンを使える人を探して、パソコンを使って計画書を作れる人を入れようということになっています。そういうような地域の中で、多様な主体が参加できるような進め方をこれからしていけばいいかなと思っています。

(木村企画調整室長) かなり時間も過ぎてまいりましたが、今回初めてこちらにお越しになって、まだ一言もおっしゃっていないお方お2人、岸さんと太平さんとおられますけれども、このまま帰られると、何かせつかく来たのにと。いろいろな話を受けて、ここで一言感想をいかがでしょうか。初出場のお2人に。

(石川：岸副会長理事) はじめまして。三共農園の岸といいます。皆さん方がお米のほう、あるいは畜産のほうで大規模な仕事をされているのと違って、私は観光農園をやっています。観光農園は石川県の一番南の方でやっております。私も元々米農家だったのですが、ちょっと挑戦的な農業をしたいなということで、一番ややこしい観光農園をやろうということで。多分、石川県の最南端であれば、果樹も北限、南限の絡みからいろいろなものが作れるのではないかとということで、一年じゅう果物をならず。あるいは果物だけではなくて。現在イチゴを12月10日過ぎから6月までやっているのですが、こんな農業ができたらいいなということで、10年ほど前からやっております。

そんな中で今、実は非常にリスクな部分で、風が吹けば心配し、雨が降れば心配するという農業をやっておりますが、若い社員が大変喜んで仕事に来てくれておりますので、何とかこれを一人前の企業にしたいなと思ってやっております。

そんな中で、地域は実は120軒くらいの集落なのですが、そこで柴山潟という潟から水を揚げておまして、38年くらいに構造改善をやった地域です。しかし、だんだん施設が老朽化しまして、地域に米をやっている人は4~5人いるのですが、その施設の維持管理がこれから大変だなという話をよく聞くのです。多分これは、陸田の所で揚水機を使ってやっている所は、全国的に同じような苦勞をされているのかなと思ったので、その辺の情報が何かありましたら教えていただきたい。情報というのは、全体をいかに維持していく方法をうまく考えているところがあれば、教えていただきたいということです。

私の個人的な自己紹介と、地域で今、40代、50代の方が農業をやっている非常に心配しているのは、そのあとの人にどうやって残していくかという維持管理の件で心配していた

ので、その辺をちょっとご紹介させてもらいました。

それから、先ほどの話なのですが、観光農園の中にお年寄りや障害者の方が非常にたくさん一年通じて来てもらえるものですから、この人たちと小中学生の実習ですか。旅行などに来る人らをうまく一緒に交流させられるような方法を考えているのですが、この辺も何か先進事例があれば教えていただきたいと思っております。

先ほど資料を見ましたら、質問しようと思っていたことが結構この中にあったもので、この中からちょっと答えを探そうかなという具合に思っております。すみません、今はそんなところですか。ありがとうございました。

(河野整備部長) 維持管理の件を言われましたが、土地改良区はメンバーになっているのですよね。

(石川：岸副会長理事) 私どもは加賀市土地改良区になっております。だから事業としてやるのはやれるのですが、結局、農家戸数がだんだん少なくなりまして、事業を起こしても、それを経済的に維持していけるかどうかという部分で心配されているのです。私も加賀市の土地改良区の理事を去年からやらせてもらっているのですが、事業を起こした場合の1年間の収入と支払いを考えていくと、農家戸数がだんだん少なくなって、その中で米価が下がっていくと非常に心配だなという部分で、ほとんどは兼業農家なのです。その辺で非常に心配されているので、どうなのかなと。私もその辺の心配は分からないでもないなと思っているものですから。

(河野整備部長) 全国的な傾向だと思いますし、あとはこういう4 ha以上の担い手、集落営農は別にして、実質土地の所有者が組合員なのですが、そうではない部分というのはまた違います。そこら辺の乖離のような部分はこれからも整理していかないと思いますが、事業をやる時でも、所有者ではなくて、利用者がどう絡んでいくか、利用権だけ持っている人がどう絡んでいくか、それは大きな課題だと思います。

維持管理については、例えば土地改良区であれば合併を進めていく、要するに共通コストのようなものを削減していくという方法もあります。あとは例えば先ほど来ちょっとお話が出ています農地・水の制度も、末端の水路のフリームのやり替え、水門の補修などを5年間で計画として位置づけていただければ、このお金が使えていくわけです。そ

うすると、今までそういうところに出ていた土地改良区のお金が、より本質的な、もう少し基幹施設の維持管理のほうに土地改良区として回す余裕が出てくるとか、そういう使い方もあります。

今までは維持管理が大変だから補助金でくださいという要望に応じて、我々もそうしてきましたが、そういう農地・水の制度も維持管理費支援の援軍として使えると思いますので、計画を作る段階で土地改良区のほうとも十分すり合わせをしていただいて、どんどん営農の状況は変わっていくかと思いますが、まず5年間はこれでいくのだというようなところを十分議論していただければいいかと思いました。

(石川：岸副会長理事) ありがとうございます。

(木村企画調整室長) もう一つの、障害者の方や小学生との交流の関連で、この場で事例と言ってもあれなのですが、後ほどいい例があったら資料を送らせていただくか何かして対応していきたいと思いますので、また後ほど。そうしたら、新人のもう一人の太平さん、お願いします。

(石川：太平副会長理事) 金沢市の砂丘地で園芸農家をしている太平といいます。私は田んぼがなくて、ほとんど園芸農家ということで、野菜作りを中心に、おやじから代を引き継いだわけです。今はほとんど野菜苗作りで、野菜も一部あります。砂丘地の園芸農家で最近困っていることといえば、過剰にできたときの廃棄処分などです。愛知県で今年キャベツが結構ありましたが、補償制度で安値補填という制度もありますが、そういうものを見直しも今年からするということを聞いておりますし、そういうことに対して農政局側はどういう考えなのか。

あと、市場の手数料が今度自由化されますが、そうになると市場が統一して、だんだん小さいところはつぶれていくし、大きいところに偏って行って、その地域差などが起きて、例えば小さい産地はどこへ持っていけばいいのかとか。小さい生産団体、金沢市農協がありますけれども、決して大きくない農協なので、そういう団体に対して、例えば大阪に持っていったら大きな例えば愛知県や熊本に対抗するにはどういうことをしていくとか、そういうことがあれば考えを欲しいと思います。

あと、農薬問題が昨年、一昨年になりますかね、6月から野菜苗にも全部農薬をかけた

ものを添記して売ってくださいということになりました。農家で生産して実になっているものの農薬に対しても、1回は1回、こういう小苗で10cmないものに対しても1回は1回。こういうことは少し不条理ではないかなと思うのですが、回数的なことは回数なので、これは基本的に守られなければいけません。そういう見直しはできるものかどうかを聞きたいと思いますので、お願いします。

(林生産経営流通部長) 野菜の過剰が出た時の産地廃棄等についての農政局の考え方ということですが、今回、制度が改正されて、産地廃棄の対象品目が若干拡大するということになっております。ただし、現実問題としてみると、これまでも産地廃棄を見ていただければ分かると思いますが、要は大きい市場に出している大きい産地が責任を持って調整を行うということをやっております、実際にやっている産地は、関東や長野、あるいは九州です。北陸の産地は、実はそういったケースが今までほとんどなかったのではないかと思います。そういうことで、ここのところを考えをと言われても、即座に申し上げることはなかなか厳しいかなと考えています。

それと、今度、制度が変わるということで、それぞれの産地の担い手の割合によって補填する単価が多少変わってくるということになります。野菜においても、より安定的な供給を行う産地を作っていく、足腰の強い産地を作っていくということで、ほかの品目横断、米麦・大豆の世界と同じように、野菜の世界でも担い手を育てていくということが重要だということで、補填の率などを変えるという制度改正が行われることになります。これにつきましては、私ども今、各県に行って、改正内容等の説明をして、大体済んだところで、現在それぞれの産地をどういう人に担っていただくかということも含めて現場で検討していただいているところです。その検討に当たって、必要な支援をしていきたいと思っております。

それともう一つ、また難しい市場法の話が出てまいりました。今はまだ猶予期間中ですが、手数料等の自由化がなされれば、小さい市場がつぶれてしまうのではないかと。そういった時に、北陸の産地はどこに持っていけばいいのか、また、ほかの大きな市場において、他の産地とどういうふうに対峙したらいいのかという話でした。

手数料等が自由化された趣旨は、市場の関係者の方も、そこに出荷される方も含めて、それぞれの方が知恵を絞って、よりよいサービスを提供するように頑張ってもらいたいという、本来そういう趣旨ですので、そこは皆さんで知恵を絞っていただかないといけない。

まずは、つぶれることのないように知恵を絞っていただく。

これも以前、テレビの放送で、小さな産地がどうやったら生き残りを図れるかという例示として、金沢の市場の紹介が出ておりました。要するに非常に小口の単位でも集荷を受け付けて、特産物的な野菜をもう一度再評価して、それをまた卸しにかけてくれるような制度をやっているということが紹介されました。これも一つの知恵の出どころだと思います。ですから、これは産地の方も含めて、市場の方とともに、いろいろな知恵出しをしていただければと思います。以上です。

(藤定消費・安全部長) 農薬の話ですが、これはGAPの制度やまさに製品の安全性の話ですので、そこから言うと、自分の作ったものに対して、どういう生産履歴があるかというのを情報開示をするのが基本になるということです。小さいから省いていいではないかという話があるのですが、これはまさに種苗として使われる場合のものと、生産物を取るという時の生産履歴の表示の話ですから、これをきちんとするということが、いわば最終的には、国産の農産物というか、地場の農産物に対する消費者の信用をつなぎとめることになる。先ほど島会長の方からもお話があったように、それこそなぜカナダなどが守られているのかというと、やはりそれは地元の農産物、国産の農産物に対する国民の支持があるということです。ですから、その基本のところをきちんとやっていただくということが、製品の安全性の担保ということで、情報提供の基本ではなからうかと思います。そのあたりはよろしくご理解を頂いて、お願いをしたいと思います。

ただ、表示をしなければいけないものについての範囲を決めるというお話がありまして、そのものについては、重要度の高いものから順番にこういうものについては必要と決めていくようにしておりますので、こういうものをぜひ早めにやってくれというご要望については、またお伺いしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(木村企画調整室長) かなり長時間にわたって皆様お疲れになってきたと思います。

(富山：島会長) やはり、一般の世論に訴えるという話をちょっとさせていただきたいのです。実は去年の9月に、アメリカ穀物協会が日本の農業関係のジャーナリストを招待したのです。これは、遺伝子組み換えのトウモロコシや大豆に対する悪いイメージを払拭

しようということで、私の知り合いのジャーナリストが行って帰ってきて、「感想は」と言うと「思ったより安全なんだね」と。それで「どうするのだ」と言うと、「書こうと思っている」と。従来の考え方と少し違うのかなということを使うのです。農務長官、今どなたでしたかね、農務長官までその現場へ来て案内して説明するのです。

これはやはり戦略があるというか、そういうことに対して非常にうまくやるという。こういうことを今だんだん我々生産者の数も減っていますので、日本の一般紙の記者を、例えば豪州であろうと、中国だろうと、アメリカだろうと、招待というか、そういうことをやる。例えば100人で100万円かかっても1億円ですか。それを全部我々生産者で出すのが大変だったら、5000万円はJAが出してよ、あとの5000万円は我々生産者が出しますということをやると、どうなのですかね。かなりそれなりに、消費者に対するインパクトがあるのではないかと私は勝手に思っているのですけれども。そういうことをやらないといけない時期に来ているのではないかなと私は思っています。皆さん、特に局長さんのお考えなども聞けたらなと思って、あえて発言したわけです。

(涌野農政局長) 外国のマスコミを日本に呼ぶということですか。逆ですか。

(富山：島会長) 逆です。日本の記者を外国に連れていく。

(涌野農政局長) それで何を見せるのですか。

(富山：島会長) ですから、早魃地帯を取材させるとか、そういうことをやらせたらどうなのですかね。やはり消費者は知らないわけですよ、そういう実情を。

(涌野農政局長) 遺伝子組み換えについてはよく承知していませんが、早魃等については日本の新聞はたくさん書いていますし、中国の野菜については、日本の商社が確認して、無農薬でどんどん作っていますというようなことを書かれると逆効果ではないかという気もしないでもないですけれども。

ただ、PRについては非常に重要だと思っています。私ども農政局でも、新潟と金沢の両方で毎月1回定例記者懇談会を開催させていただき、できるだけ宣伝、PRに努めています。それから先日は、新聞社の論説委員の方々に富山の現地を、グリーン・ツーリズム

から農地・水・環境保全まで見ていただいて、かなり理解を深めていただいたと考えています。

外国に対しては、私は逆に向こうのマスコミを招いたらいいのかなと思うのです。総理もそうですし、松岡大臣も言われていますが、日本の農産物を輸出するという観点から見れば、日本はこんなに丁寧に、こんなに安全に作っているよということを、中国やアメリカのマスコミを招いてよく見てもらい、きちんと本国で報道や説明をしてほしいと言ったほうがいいのではないかと、逆にそう思っています。

(富山：島会長) 日豪FTAをにらんで、タイミングよくやらないと効果はないと思うのです。ですから、JAはどう思っているのか知りませんが。しかし、日本農業法人会協にそういうJAから一緒にやろうという話はないようですね。あるのですか。

(新潟：忠会長) あります。

(富山：島会長) あるのですか。最近来たのですか。そういう動きはあるようだけれども、皆さんやってよ、私たちは腕組んで見ているよ、ではだめだと思うのです。私は要するにそこを言いたいのです。

(涌野農政局長) それはそうですね。最後に藤田さんにお聞きしたいのですが、12月からの品目横断の説明会があったと言われているのは、去年の12月ですか、一昨年12月ですか。

(新潟：藤田副会長) 去年。

(涌野農政局長) 去年の12月ですか。つい最近ですよ。その説明でも、農家の方は理解されていないということですか。

(新潟：藤田副会長) 多いですね。

(涌野農政局長) 愕然としました。では、一昨年からの説明、情報提供は一体何だった

のだろうと思ってしまう。

(新潟：藤田副会長) いろいろあったのですが、今回は認定農業者対象ですから、さっきいろいろな人に言うと、分からなくなると言っていましたけれども、そうではなくて、認定農業者対象なのにその人が分からない。

(林生産経営流通部長) 説明者は？

(新潟：藤田副会長) 説明者が大体難しく言ったらしいのです。それでなおさらみんなが頭クエスチョンになったらしいです。

(伊藤次長) 農政事務所の担当者が言ったのですか。

(涌野農政局長) 農政事務所の説明者が下手だったということですか。

(新潟：藤田副会長) それは僕は直接聞いていないのですが、クエスチョンだったらしいです。もう1点だけさっき言っていなかったのですが、去年の12月28日に産地づくり交付金が下りているのです。うちの場合ホールクロップですが、それが下りなかったのですね。下りなかった理由というのが、うちの場合のメニューの中に大豆と一緒に入っていたものですから、大豆の等級検査の結果が遅れたということだったらしいのです。28日まで振り込まれないということが分からなかったのです。それで1月9日に確定したら3月までお金が出ないのです。それを我慢するしかないみたい。毎年なら12月に出ていたものが、簡単にそうになってしまう。国は四半期ごとだから、お金は出ないので我慢しろと。我慢と言われても、うちは数百万円のお金その日に急に出なくなったのを気がつくわけですから、すごく大変なことだったというのが一つです。

去年の稲得と担い手の17年産の確定した支払い分が、農協分が1か月くらい遅れているのです。この理由が、県内の農協のあるJAの会計検査で何か引っかかったので、県はお金を出さないということで、皆さんの支払い、農家の支払いが遅れているのです。簡単に遅れるのです。農家は、全くそれで文句言っても何しても、「いやだめだ。出ない」、それで終わりです。18年産は7月の頭にもう落ちているのです。18年分に関しても、支払い

をしると農協が言えば、農協に「口座から落ちるから」と言われるわけです。確定というのは、6月末にできなかったのかという話ですよ。例えば全農がするのかどうか、確定しないと出ませんから。17年度の支払いをね、稲得にしても。そういうことが、どんどん最終的にしわ寄せが農家に来ているのです。それを文句言っても、今回の場合農協のどこかが責任を取っているのかとか、次の対策はとれているのかと言っても、一切何も無いのだそうです。非常に農家に、制度があるのに常にしわ寄せが来ているというのを感じています。

(中島食糧部長) 確かに稲得交付金などにつきまして、昨年会計検査の指摘もありました。生産者へ交付するための書類に不備があったのです。それで私どもは、一昨年の秋に一斉点検に入りましたが、やはり要件を満たしていないのに交付対象になっていたケースがあり、全部の生産者について点検をしなければいけなくなったということがありまして、昨年は支払いが遅れたわけです。

今年度も一部その話が出てきて、管内でも、石川県などは6月に払えたのですが、新潟県では誤りがあったため、同じことが起こっていないかと思って全部点検しなければいけなくなったのです。そこで時間がかかったということは確かにあります。去年から会検の指摘を受けて厳しくなっているということです。そこは間違いがないように関係書類を提出していただければ、予定どおり払えるということになります。

(新潟：藤田副会長) その情報が出ないと、12月28日に気がつくわけです。28日に一切口座に入らなくて初めて気がついて、その間資金の手当てをするか、返済計画をどこかに出すか、何かしなければいけないのです。もう1日しかない中でというのが非常に不備だと思います。もしそれが可能なところというか、どこかでその不備が出てきますよね。それについて全然情報が来ない、それが問題なのです。

(中島食糧部長) 多分、私どもは県協議会に払うわけです。そこから今度地域協議会にどう落とすかというのは、県内の問題なのです。

(新潟：藤田副会長) それは十分分かります。そういうのに関して次回どうなっていくのか、どういうことでそのことを回避できるかを検討していただきたいと思うのです。

(中島食糧部長) 協議会でもそういう問題提起を頂きたいと思ひますし、私どもも調べますが、そのことを協議会の場で、大いに指摘をしていただければと思ひております。

(木村企画調整室長) 予定してました終了時間になりました。それでは終わりに当りまして、米岡次長のほうから一言ごあいさつ申し上げます。

4 閉会

(米岡次長) 簡単に閉めのごあいさつを申し上げさせていただきたいと思ひます。本日は本当に3対策だけではなくて、鳥インフルエンザ、農薬の問題と幅広く貴重なご意見やご質問を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

この法人協会の幹部の皆さんは、今日お話しいただいたように、法人協会の会員の方々が、例えば野菜、畜産、果樹だけではなくて、米でも販売戦略や経営方針などによって、生産技術、販売方法、販売価格などについては区々であり、一律に論じられるものではないと痛感いたしました。経営的に見ると多様な会員の皆さんと日ごろから法人協会としてまとめておられる皆さん方には感謝したいと思ひております。

最近有機農法の法律ができました。例えば減農薬とか、減化学肥料とか、皆さん方独特の土づくりもありますが、一方で循環型ということで、家庭の生ごみまで堆肥するということで、生産の技術なり、また機微に触れる部分も多々あるかなとは存じますが、皆さん方にとって意見がかなりあるのではないかと思ひうわけです。

今申し上げたように、皆さん方のいろいろと経営も違うものですから、今後、例えば今日議論にならなかった有機農業のあり方などようなことも含めて、当農政局ともこのような意見交換の場に限らず、個別にお話いただくことも含めて日頃の意思疎通についてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。この場はこういふことで閉めさせていただきます。本日はどうも長時間ありがとうございました。